

経口ワクチン野外散布指針(以下、指針)の改正案について

主要な見直しポイント

1. 養豚場等周囲の散布及び感染確認初期の緊急散布の考え方に関して (新設)

【見直しのポイント】

養豚場等の周囲の散布及び感染確認初期の緊急散布の考え方について、第3回検討会での議論や野生いのししの生態・経口ワクチン散布に係るこれまで知見をもとに、具体的に記載した。

【主な改正箇所】

・記載の追加

第3 2 経口ワクチン散布地域・地区の設定

- (4) 経口ワクチン散布地域・地区に養豚場等が存在している場合は、養豚場等における豚熱の侵入防止対策の徹底及び必要に応じて周辺地域における捕獲の強化及び環境整備の実施を併せて検討する。

第3 3 経口ワクチン散布地点の選定及び散布数量

- (7) 養豚場等への野生いのししを介した豚熱感染リスクの低減を目的として散布する場合又は野生いのししにおける豚熱の感染事例の確認に伴って緊急に散布を実施する場合は、対象とする地域・養豚場等農場から 200m から 1.5 kmの範囲において、経口ワクチン散布地点を比較的高密度に設定する。また、この場合、各経口ワクチン散布地点内の散布スポットは、少数（1～5か所）とする。（別添参照）。

(別添) 参考資料 養豚場等周辺での経口ワクチンの散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

2. 散布後の捕獲に係る条件について (改正)

【見直しのポイント】

経口ワクチン散布後においても捕獲の強化により野生いのししの減数対策を進めることは、経口ワクチン散布による抗体付与と同様に重要であるため、捕獲中止に係る記載については削除する。なお、散布の効果検証のための検査検体とするための捕獲については、散布日の翌日から起算して16日目（つまり散布16日後）から開始することとした。また、サーベイランスのための捕獲についての考え方についても記載した。

【主な改正箇所】

・記載の改正・追加

第4 3 豚熱の検査に当たっての留意事項

- (2) 経口ワクチンの有効性の分析・評価のために実施される捕獲については、原則として、散布完了日の翌日から起算して16日目から開始するものとする。【旧 VI 3 (3)】
- (3) 捕獲に用いるワナ等は、散布効果の分析・評価に必要なデータが取得可能な場所に設置し、必要に応じて捕獲状況等もを考慮して設置場所を変更する。【追加】
- (4) 遺伝子検出検査で陽性と判断された場合であっても、当該野生いのししの捕獲地点

がワクチン散布地点周辺である場合については、散布後一定期間体内に残存する経口ワクチン株に由来の反応の結果である可能性がある。このため、散布状況、検査結果の詳細等を踏まえ、必要に応じて「野生イノシシの豚熱検査における野外株とワクチン株の鑑別について」（令和4年3月31日付け3消安第6955号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、検出された豚熱ウイルス遺伝子が野外流行株又はワクチン株に由来するかを鑑別（以下単に「鑑別」という。）する。鑑別の結果、当該陽性事例が経口ワクチン株に由来する結果であると判定された場合は、豚熱陰性と同様に取り扱うこととする。

なお、散布完了日の翌日から起算して19日目までに捕獲され、遺伝子検査で陽性と判断された野生いのししについては、当該野生いのししの捕獲地点が経口ワクチン散布地点から概ね2kmの範囲内であり、経口ワクチン散布地点と森林や山塊等につながっている等、当該野生いのししの行動圏内に経口ワクチン散布地点があると見なすことができる場合には、原則として鑑別を行うものとする。【旧 VI 3 (4)】

・ **記載の削除**

旧 V 5 (6)

経口ワクチン散布地域・地区では、経口ワクチン散布後15日間、捕獲等を一時的に中止する。なお、農作物や養豚場等への有害鳥獣による被害がある場合は、捕獲を優先する。

3. 散布に係る都府県間の協力に関して（新設）

【見直しのポイント】

県境付近で陽性が確認された場合の対応等、野生いのししの豚熱対策には、各県間での協力が必要になることが考えられるため。

【主な改正箇所】

・ **記載の追加**

第3 2 (7)

都府県は、近隣都府県の野生いのししにおける豚熱の感染状況、地理的状況、養豚場等の分布・位置・規模等を把握し、特に県境における散布地域・地区の選定において都府県間で連携して対応すること。農林水産省は、都府県からの要望を踏まえて、この連携において助言等を行う。

4. 別記様式2の扱いの変更について（様式変更）

【見直しのポイント】

別記様式2は、散布前に各県の散布地域、散布数量等の具体的内容の提出を求めるものであるが、都府県計画の提出時点では、具体的内容まで確定していな場合が多く、散布前に提出することが難しい状況であった。

そこで、別記様式2については、経口ワクチン散布地域・地区での大まかな散布予定と散布個数を散布前に提出いただくよう様式の変更を行う。

【主な改正箇所】

・ 指針本体への記載の追加

第2 2 都府県の取組

(3) 都府県は、前項(2)により作成した都府県計画に基づき、別記様式2により具体的な散布予定を散布開始前に農林水産省へ提出する。【旧 III (2)】

・ 別記様式2の変更

5. その他の改正箇所

【見直しのポイント】

より読みやすく、理解しやすい構成とする。

【主な改正箇所】

・ 特殊だった文書の体裁を一般的なものへ変更。

・ ワクチン散布後に実施する以下の項目について、1つの項目にまとめて記載。

(旧) IV 有効性評価試験の実施について

VI 経口ワクチンの効果を分析・評価するために実施するサーベイランスについて

(新) 第4 経口ワクチンの有効性の分析・評価及び豚熱の浸潤状況調査